

Lesson 10 「平城京と律令体制」

～ Logical - 通史理解「日本史探究」疾風 Watabe 塾 ～

【大宝律令と官制】

①律令の編纂

- 701年：刑部親王・藤原不比等らにより〔1〕が完成
- 718年：藤原不比等らが〔2〕を制定 → 757年に施行

②中央・地方の官制

- 中央に〔3〕…祭祀〕と〔4〕…政治〕を設置
→ 太政官の下に〔5〕を置き政務を分担
- 全国は畿内・七道に区分、さらに国・郡・里に区分、国司・郡司・里長を設置
- 都に左京職・右京職、摂津に摂津職、九州に〔6〕を設置

③律令官制の特徴

- 各官庁は<長官・次官・判官・主典>の四等官と下級官人で構成
- 官人は位階に応じて官職に就任する = 〔7〕
- 上級官人には封戸（食封）などの収入や〔8〕などの特権

④律による刑罰

- 天皇などに対する罪は八虐として特に重罪 → 刑罰は〔9〕
～ 笞・杖・徒・流・死～

【身分制度と土地制度】

①戸籍と計帳

- 人々は戸を単位に6年ごとに作成される〔10〕に登録
→ 良民・賤民の身分に大別、賤民には五色の賤がある
- 毎年、課税のための〔11〕を作成

②班田収授法

- 6歳以上の良民男子には2段、女子はその2/3の〔12〕を支給
- 賤民には良民の1/3を支給、死亡すると回収され売買は禁止

【税制と兵役】

①民衆の負担

- 田1段につき〔13〕束把〕の〔14〕 → 地方財源となる
- 成年男子は調・庸を負担 → 運脚により都に運ばれ中央財源となる
- 地方で労役する雑徭、備荒用の義倉、稲を貸付する〔15〕も負担

②律令の軍事制度

- 成人男子は3～4人に1人が兵士として徴発、諸国の〔16〕に配属
- 〔17〕は兵士の一部が選ばれ、都の衛府で1年間兵役義務
- 〔18〕は東国出身の兵士の一部が選ばれ、大宰府で3年間兵役義務

【平城京の建設と遣唐使】

①都と地方

- 710年：元明天皇の代に〔19〕に遷都
- 中央を走る〔20〕で左京と右京に区分、北東部には外京を持つ
- 都城と諸国を結ぶ道路が整備され約16kmごとに駅家を設置

②諸国との関係

- 遣唐使…〔21〕が帰国後に政権内で活躍
- 朝鮮半島を統一した〔22〕との関係がしばしば緊張状態となる
- 中国東北部におこった〔23〕と727年以降、頻りに使節を交換

【奈良時代の農民】

①農民の生活

- 重い負担…〔24〕・偽籍・私度僧も横行
- 婚姻形態は妻問婚・婿入婚・嫁入婚など

【律令政治の動揺】

①奈良時代前半の政治

- 〔25〕…722年：「百万町歩開墾計画」は成果を上げられず〔×〕
723年：〔26〕を発して開墾奨励
- 729年：藤原4兄弟の策謀…長屋王に謀反の疑いで自害に追い込む（長屋王の変）
※四兄弟～武智麻呂・房前・宇合・麻呂
→ 藤原不比等の娘〔27〕が聖武天皇の皇后となる
- 737年：藤原4兄弟が天然痘で死亡し、〔28〕が政権を担う
- 740年：〔29〕が吉備真備・玄昉の排除を求める
→ 九州での挙兵（藤原広嗣の乱）
→ 乱は鎮圧されるが、聖武天皇は遷都をくりかえす（奠都/遷都）
平城京 ⇨ 恭仁京 ⇨ 難波宮 ⇨ 紫香樂宮 ⇨ 平城京

【土地制度の変化と政治の混乱】

①聖武天皇の政策

- 〔30〕思想〕⇒741年に国分寺・国分尼寺建立を諸国に命じる
→743年：巨大な盧舎那仏…〔31〕の詔〕→752年：開眼供養
- 743年：〔32〕を発して開墾地永年私有を承認
→有力貴族や寺社の私有地である<初期荘園>が増加

②奈良時代後半の政治

- 聖武天皇の死後、〔33〕（改名後、恵美押勝）が台頭
→757年の橘奈良麻呂の変で権力を不動のものとする
→孝謙太上天皇と対立し、764年の恵美押勝の乱で敗死 ※恵美押勝＝藤原仲麻呂
- 孝謙太上天皇が重祚すると（＝称徳天皇）、僧の〔34〕が権力掌握
→皇位を狙う状況を〔35〕が阻止（宇佐八幡神託事件）
- 770年：藤原百川が天智天皇系の光仁天皇を擁立